# 兵庫県公報

平成21年6月15日 月曜日 第3号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

選挙管理委員会告示	^° →`y``
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	1
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	1
○ 兵庫県知事選挙の選挙時登録の基準日、登録日及び縦覧期間	2

### 選挙管理委員会告示

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年6月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

90,889

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 824,071

^^^^^

## 兵庫県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

平成21年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩

(選 挙 区 名) 選挙区における選挙権を有する 者の総数の3分の1等の数

神戸市東漢	[区	55, 190
神戸市灘	X	34, 670
神戸市中央	区区	32, 073
神戸市兵庫	区区	30, 568
神戸市北	X	61, 200
神戸市長田	区	27, 785
神戸市須磨	国	46, 091
神戸市垂水	区区	60, 962
神戸市西	区	65, 478
姫 路	市	133, 752
尼崎	市	127, 174
明 石	市	78, 885
西 宮	市	125, 755

洲	本	市	13, 636
	屋	市	25, 769
伊	丹	市	52, 359
相	生	市	8, 913
豊	岡	市	24, 185
加古	JII	市	71, 348
龍	野	市	10, 921
赤穂市及	及び赤穂	君	18, 780
西	脇	市	9, 856
宝	塚	市	61, 123
三	木	市	22, 655
高	砂	市	25, 670
川西市及	及び川辺	1君以	52, 174
小	野	市	13, 189
三	田	市	29, 418
加	西	市	13, 123
篠	Щ	市	12, 305
養	父	市	7, 698
丹	波	市	18, 973
南あ	わじ	市	14, 402
朝	来	市	9, 361
淡	路	市	13, 773
宍	粟	市	11, 847
加	東	市	10, 674
	可	郡	8, 581
加	古	郡	17, 757
飾	磨	郡	7, 461
神	崎	郡	12, 586
	保	郡	20, 005
	用	郡	5, 687
美	方	郡	10, 591
		^^^^	·······

# 兵庫県選挙管理委員会告示第49号

平成21年7月5日執行予定の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定による選挙時登録の基準日、登録日及び同法第23条第1項の規定による縦覧期間をそれぞれ次のとおり定める。

平成21年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩

1 基準日 平成21年6月17日

ただし、年齢については平成21年7月5日現在

2 登録日 平成21年6月17日

3 縦覧期間 平成21年6月18日